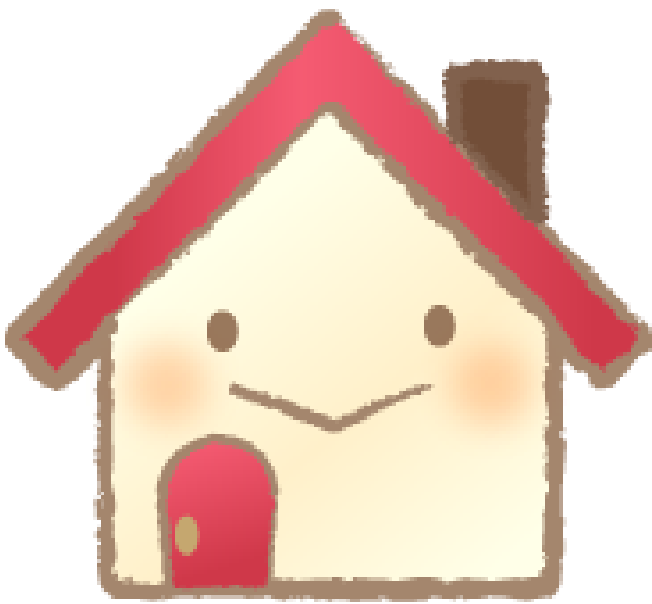


たのしいでんきコース別説明書

東京大江戸プラン・極

従量電灯 B10



2019年4月1日実施

2024年4月1日改正

HTB エナジー 株式会社

目次

1	実施期日と適用条件	3
2	料金表	3
①	契約種別	3
②	東京 大江戸プラン・極	3
3	特記事項	5

たのしいでんきコース別説明書 東京大江戸プラン・極 従量電灯 B10（以下、説明書については、「本説明書」といい、東京大江戸プラン・極 従量電灯 B10 については「本コース」といいます。）は、当社のたのしいでんき約款（以下、「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1 実施期日と適用条件

本説明書は、2019 年 4 月 1 日より実施し、お客様により本コースへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2 料金表

た の し い で ん き 料 金 表

本約款および本説明書における、電気料金およびその他の請求等については「たのしいでんき料金表」において、当社が定めます。

① 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契 約 種 別	
電灯需要	東京 大江戸プラン・極	従量電灯 B10

② 東京 大江戸プラン・極

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B10

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 40 アンペア	1, 029 円 60 銭
契約電流 50 アンペア	1, 287 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1, 544 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 90 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	23 円 84 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 52 銭

・ 3 特記事項

① 申し込み受付期間

本説明書の申し込み受付期間は、2019年4月1日から2019年6月30日までとします。

② 本説明書の変更および廃止

(1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。

(2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2の 2(供給条件の説明等)に準じます。

(4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。